

秘
30年保存

基 発 第 0 8 3 1 0 0 3 号
平 成 1 7 年 8 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「計画の届出に係る審査等について」の一部改正について

労働安全衛生法第88条第1項、第2項及び第4項並びに労働基準法第96条の2第1項の規定に基づき事業者が行う計画の届出に係る審査等については、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画の届出に係る審査等について」(以下「68号通達」という。)により指示しているところであるが、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の施行等を踏まえ、計画の届出に係る審査の基準等についても、下記のとおり所要の改正を行ったので、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 68号通達別添(1)の「計画の届出に関する事務処理要領」中、4の(1)の口の(二)を次のように改める。



- 2 68号通達別添別表(1)の「計画の審査基準」の一部を別紙のとおり改正する。

別紙(改正部分)

対象建築物等	重点審査事項	審査における留意事項
26. 高さが31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事 30 の 2 耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事		

30 の 3 ダイオキシ
ン類対策特別措置
法施行令別表第 1
第 5 号に掲げる廃
棄物焼却炉 (火格
子面積が 2 m²以上
又は焼却能力が 1
時間当たり 200 kg
以上のものに限
る。)を有する廃棄
物の焼却施設に設
置された廃棄物焼
却炉又は集じん機
等の設備の解体等
の仕亭

は改正部分